

# 大文字

～Lawyer's Newsletter～

- 新春を迎えて
- 新人の挨拶、業務再開の挨拶
- トピックス 個人情報保護法と施行後の状況について
- トピックス 包括根保証について
- 論稿 新「会社法」の概要について
- 論稿 将来の退職金の離婚における分与対象財産性
- 隨想 医療過誤事件に思うこと
- エッセイ 「法律相談は難しい」
- 中国残留日本人孤児訴訟について



2006  
WINTER  
VOL.24

# 新春を寿ぎ　あわせて皆様の ご多幸をお祈り申し上げます

総じて昨年は不況の継続に加え、震災の発生や、新手の犯罪が増加し、政治や経済の基盤が揺れ動いた年でした。その影響が本年にも及び諸制度も頻繁に変わることでしょうし、人々の危機意識も高まることでしょう。私達弁護士は、人々が直面する事件を的確に処理するだけでなく、将来の望ましい法制度づくりに智恵と力量を投入していく所存ですので、本年もよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

弁護士法人みやこ法律事務所

京都事務所

弁護士

藤田 昌徳

弁護士

大槻 純生

弁護士

橋本 皇玄

弁護士

長尾 治助

弁護士

小田 宏之

弁護士

大高 友一

弁護士

後藤 隆志

弁護士

金井 健作

弁護士

長谷川亮輔

松江事務所

弁護士

國弘 正樹

浜田事務所

弁護士

大村修一郎

# 一一九歳の一年生

弁護士 金井 健作

私の誕生日は1976年10月28日、弁護士として勤務を始めたのは今年2005年10月11日、ほぼ29歳での社会人デビューだ。修習同期である58期修習生の中には、銀行マンだった人、裁判所書記官をしていた人、大蔵省（現財務省）の官僚を勤め上げて老後の娛樂（？）として司法修習にやつてきた人等、様々な経歴の持ち主もいる。しかし、私には塾の非常勤講師という経験があるのみで、職業欄を躊躇なく書けるようになつたのはこれが初めてということになる（始めて1ヶ月で弁護士を名乗るのも相当躊躇するが）。

社会人デビューがこれだけ遅いというのは、世間一般では相当珍しいことだろう。人生5年の戦国時代であれば、半分をとうに越え人生下り坂である。スポーツ選手に元木選手は34歳であり、29歳でデビューした私は5年間だけのプレーヤーとなる。

私の友人も、多くが社会人5年目、である。いやはや、小学校入学したてのハナ垂れ小僧と、卒業間近の大きな5、6年生程の違いである。

そういえば、私の弁護士バッジは入学したての鞄よろしく光っている。そのおかげか、初めてバッジを付けて法廷デビューし、自転車で帰る昼の1時頃、光るバッジを付けた私は2人組の男性に呼び止められた。まさか、路上で法律相談！？

「その自転車、あなたのですか。少しあ待ち下さい、確認しますので」。何のことはない、自転車窃盗の検問であった。人通りの中、光るバッジを胸に無線連絡が済むのを待っていた私。別に悪いことはしていないのだが、かなりバツが悪かつた。警察官にすら認識されない弁護士バッジ、「あまり付けないでおこうと心に決めた。付けないと渋い色になつてくれずいつまでも新人風というジレンマはあるが……」。

こんなふうに凹むこともあるが、事務所では自分なりに充実した時間を過ごしていく。修習中も感じていたことではあるが、いざ自分が責任を持つて目の前の事件を処理するとなると、弁護士の仕事に必要な知識量の多さに多少圧倒される。破産法の勉強をしたことがほとんど無いのに、自己破産の申立を自分が中心になつて処理する必要があつたりするのだ。多くの新人弁護士も同じだろうが、身のすくむ思いがする。

でも、事件のために勉強をすることが、今は楽しくて仕方がない。昼ご飯の後は多少眠くなりはするが、基本的に飽きることが無い。自分の学んでいることが、直に事

## ご挨拶

2003年10月より、任期付公務員と

して内閣府国民生活局に出向し、消費者政策の立案に携わつておりましたが、過日、無事任期を満了いたしまして、当事務所において、弁護士業務を再開させて頂きました。

内閣府在職中は公私共に一方ならぬ御厚情を賜り、無事に務めることができたのも、ひとえに皆様方の御指導御支援の賜ものと心から感謝いたしております。

今後、公務員勤務の中で得られた知識、経験を生かしつつ、依頼者の皆様にご満足をいただけるようなりーガルサービスを提供できるよう、さらなる精進に努めて参る所存ですので、何卒従前と変わぬ御交誼を賜りますようお願い申し上げますと共に皆様の御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

2005年12月

弁護士 大高 友一

件の解決につながると思うと、いや、「こんなに勉強し甲斐があることって他に無いだろうな」と、ふとした瞬間に悦にいつている自分に気付く。「そのうち、沢山の事件に忙殺されて落ち着いて勉強できる暇は余り無くなるよ」と言われるが、それもまたよしかなとも思う。自分のためなのか人のためなのか割り切る必要のないのが、この職業の魅力だと今は勝手に思つてゐる。

格闘家の吉田秀彦選手は、五輪の金メダリストでありながら33歳でプロ格闘家として全く新しい世界に踏み出し、プライドのリングで華々しい活躍をしている。私に金メダルの実績などあるはずは無いけれど、新たにデビューする年齢に遅すぎることは無い、ということを身をもつて実証し共感させてくれる、プロフェッショナルだと思う。自己満足でなく結果を出さなければならない、という厳しさを未だ味わつてはおらず、本当に1年生になつたばかりの甘ちゃんであるが、新たなステージで、精一杯頑張つていきたいと思う。

だまでも未熟な私ですが、1日でも早く一人前の弁護士になるよう頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

## 司法修習での体験

私は、滋賀県大津市で生まれ育ち大学時代を京都で過ごしましたので、修習生になるまでは一度も関西から出て生活したことありませんでした。

しかし、1年6か月の司法修習では最初と最後の3か月を埼玉県和光市、間の1年間を熊本で修習しました。そしてそれぞれの地で私は標準語・熊本弁にさらされるとなり、それに加えて研修所では全国各地から来た修習生と会話することになります。

その結果、元来周囲に影響されやすい上、方言を面白おかしく真似しているうちに、一時的に私はこれらの言葉が融合した変な言葉を話すようになってしまつていました。滋賀の友人と電話で話したりした際には気持ち悪がられる始末で、言葉が違うだけで自分がどこにも溶け込んでいない根無し草のような気分がしたものでした。

私が地元で弁護士になろうと思つたのも案外、言葉が原因なのかもしれません。また、標準語に比べ方言を話す人にはなぜかしら親しみを感じますし、心を開いて話していく気がしました。大袈裟ですが方言が持つを感じずにはいられない体験でした。

## 熊本弁について

熊本弁はとても優しく面白い言葉で、私はかなり気に入りました。

熊本弁をはじめとする九州弁で有名なのは、「ばつてん」でしょう。意味は「しかしながら」ですが、熊本に行つて間もなく「ばつてん」と言つてゐるのを聞いて、「ほんまに使つたはるんや、九州やな」と思ったのを覚えています。英語の「But Then」であるという嘘みたいな話もネットでは載つていました。

次に、熊本弁では「とても、非常に」「だご」といいます。「とても面白い」「だご面白い」、「超可愛い」＝「だご可愛い」です。後者はあまり可愛くなさそうに思えます。熊本名物「だご汁」がありますが、これは「とても汁」ではなく「団子汁」のようです。

さらに、「腹てろん足てろん」は「腹とか足とか」の意ですが、これは熊本の大多数人もわからないようでした。

## おわりに

はじめて  
弁護士 長谷川 亮輔

この10月から京都事務所で弁護士となりました長谷川亮輔です。見た目も中身もま

つまらないことを長々と書いてしまいましたが、私は関東・九州で短いながら生活して京都・滋賀の良さを再認識して戻つてきました。今回の話は、地元に根付いた弁護士になる、依頼者に信頼され話しやすい弁護士になるという今後の抱負であると受け取つていただければ幸いです。どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

# TOPICS

## 個人情報保護法と 施行後の状況について

弁護士 小田 宏之

### 二 はじめに

います。

05年4月に「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が全面施行されました。

そして、法の全面施行の前後

においては、企業の担当者や事業主を対象とした個人情報保護法関連の研修会が各所で実施され、また、書店では関連書籍が多数平積みで並ぶなど、個人情報保護法及びその対策についての企業や事業主、市民社会の関心の高さが表れておりました。

しかし、法の全面施行後においても、企業や団体等による個人情報漏洩事件が後を絶たず、

情報漏洩事件を完全に阻止することの難しさも、現実のものとして思い知らされます。

そこで、本稿では、個人情報保護法の概要を確認し、漏洩防止に向けて企業や事業主が留意すべき点を検討してみたいと思

皆さま御存知のとおり、20

### 二 個人情報保護法の概要

利用目的を本人に通知等しなければならない。

個人情報の取得に際しては、特定の利用目的であることを該当本人に通知、公表しなければなりません。また、個人情報を書面で直接取得する場合には、利用目的を本人に「明示」することが必要です。

1 個人情報の取得目的を特定し、目的外利用は行わない。

まず、事業主が個人情報を

取得するにあたっては、その

取得及び利用の目的を出来る

限り特定する必要があります

(法15条)。そして、本人の同意がない限り、特定した利用

目的以外に個人情報を利用することが出来ません(法16

条)。

3 第三者に個人情報を提供することの制限

取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意がある場合等一定の場合を除き、第三者に提供してはいけません(法23条)。

例えば、顧客が購入した商品を顧客方へ発送する目的のみに取得した当該顧客の住所情報をもとに、他の商品のカタログ等を送る場合などが、目的外利用にあたります。

2 個人情報取得に際し、その

例えば、「〇×不動産」と「〇×クレジット」が同じグ

ループ企業であつたとして  
も、そこで個人情報を共有す

るためには、あらかじめ本人の同意が必要となります。

4 安全管理措置、及び、従業員・委託先の監督

事業主は、個人情報の漏洩等の防止その他安全管理のため必要かつ適切な監督を行わなければなりません（法10条）。

また、従業員及び委託先は、  
本人の同意が無くとも個人情

報の提供が出来ますか その  
反面、事業主は、従業員や委  
託先が個人情報を適切に扱  
い、漏洩事件等を起こさない  
よう監督する義務が課せら  
れています（法21条、22条）。

マスコミ報道されている漏洩事案のほとんどが、右安全  
管理措置及び従業員・委託先  
の監督不十分に起因する漏洩  
事案であり、日常業務において

### 三 近時の漏洩事件について

また、目的外利用等が発覚した場合には、遅滞なく当該個人情報の利用停止や消去が必要です（法27条）。

や訂正が必要です（法25条、  
26条）。

### 3 保有個人情報の、開示・訂正・利用停止等

ソコンを置いたまま車を離れたところ盗難にあつた、店舗に侵入した窃盗犯に顧客管理台帳を盗まれた）、④情報システムに起因する問題（外部からの不正

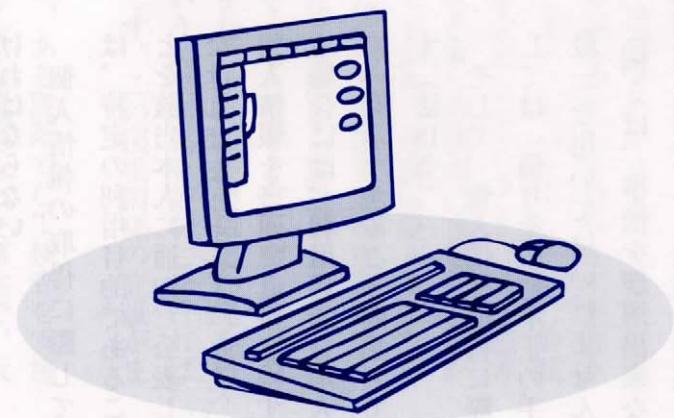
離れない」などといった、いざれもわずかな心掛けで容易に防ぎ得る事案であります。すなわち、まずは、情報処理、管理に関する「当たり前」の心掛けを全従業員に徹底してもらうことで、多くの漏洩事案は未然に防ぐことが出来ると考えられます。

ます。また、パソコンの記憶媒  
体については、コンパクト化か  
つ記憶情報量が膨大となつてい  
るため、紛失や誤送信、盗難等  
があつた場合には莫大な数量の  
個人情報が漏洩することとなり  
ます。

「情報」は目に見えないため  
その管理も難しく、情報システ  
ム上の問題は高度な専門的対策  
が必要と思つてしまふ、古ニ電

「職場外にノートパソコンを持ち出さない」「メール送信先に誤りがないか確認する」「車内

に重要書類等を置いたまま車を



# TOPICS

## 包括根保証について

弁護士 大村 修二郎

### 1 はじめに

他人の債務の保証をしたため、保証債務の履行を求められて困っているとの相談を受けることがあります。この保証の制度について民法の改正が行われ、平成17年4月1日に施行されました。

大きな改正点として、書面または電磁的記録（以下「書面等」といいます）によらない保証契約が無効とされたほか、「貸金等根保証契約」について、これまで認められていた包括根保証契約が認められないことになりました。

保証期間に制限がないことから、保証人は、契約時に想定していなかつた多額の保証債務の履行を求められることがあり、問題視されました。

このようなことから、改正法施行前に締結された貸金等根保証契約については、無効になるわけではなく、経過規定が設けられています。

なお、②の要件の、「貸金等債務」とは、金銭の貸渡しや手形の割引を受けることによって負担する債務をいいます。

① 根保証契約であること  
② 主債務の範囲に「貸金等債務」が含まれること  
③ 保証人が個人であること

### 2 包括根保証契約とは

根保証契約とは、債権者と主債務者との間の不特定の債務を主債務とする保証契約のことをいいます。

### 3 改正がなされた理由

包括根保証契約は、保証額や保証期間に制限がないことから、保証人は、契約時に想定していなかつた多額の保証債務の履行を求められることがあり、問題視されました。

このようなことから、改正法では、貸金等債務について根保証契約を締結するには、極度額に具体的な金額をもつて定めなければならず、主債務額に対する割合をもつて定めたような場合は、極度額を定めたことにはなりません。

### 4 貸金等根保証契約とは

貸金等根保証契約とは、以下の3つの要件をすべて満たす保証契約のことといいます。

元本確定期日とは、主債務の元本を確定すべき期日のことで

### 5 貸金等根保証契約の内容

#### (1) 極度額の定め

貸金等根保証契約は、書面等により、極度額を定めなければ、効力を生じません。この極度額は、貸金等根保証契約の締結時に具体的な金額をもつて定めなければならず、主債務額に対する割合をもつて定めたような場合は、極度額を定めたことにはなりません。

#### (2) 保証期間（元本確定期日）の規定

(3) 元本確定事由  
貸金等根保証契約の元本確定事由としては、以下の3つが定められています。

イ 債権者が、主債務者またと、保証人は、その後に生じた主債務の元本について保証責任を負わないことになります。

元本確定期日の定めがある場合に、元本確定期日が貸金等根保証契約を締結した日から5年を経過する日よりも後の日と定められているときは、当該元本確定期日の定めは効力を生じないこととし、元本確定期日の定めがない場合（元本確定期日の定めが効力を生じない場合を含む）には、貸金等根保証契約を締結した日から3年を経過する日を元本確定期日とすることになっています。なお、元本確定期日は、原則として書面等で定める必要があります。

あり、元本確定期日が到来すると、保証人は、その後に生じた主債務の元本について保証責任を負わないことになります。

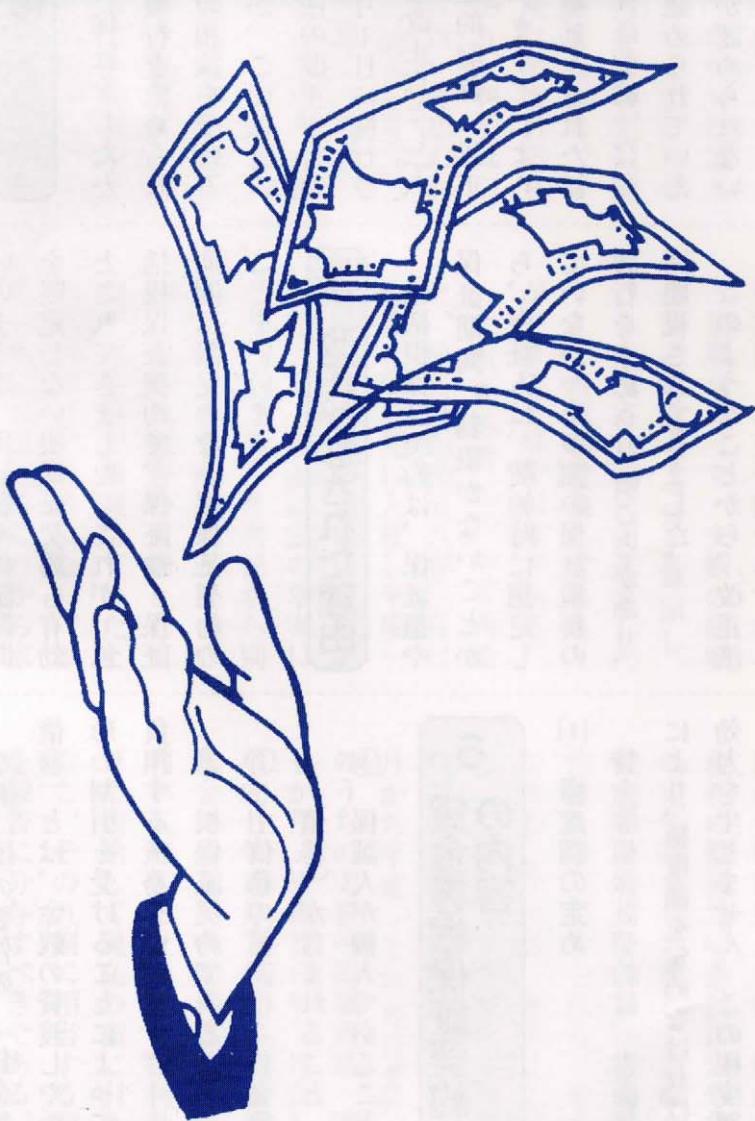
貸金等根保証契約において、元本確定期日の定めがある場合

に、元本確定期日が貸金等根保証契約を締結した日から5年を経過する日よりも後の日と定められているときは、当該元本確定期日の定めは効力を生じないこととし、元本確定期日の定めがない場合（元本確定期日の定めが効力を生じない場合を含む）には、貸金等根保証契約を締結した日から3年を経過する日を元本確定期日とすることになっています。なお、元本確定期日は、原則として書面等で定める必要があります。

は保証人の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行または担保権の実行を申し立てたとき（ただし、強制執行または担

保権の実行の手続きの開始があったときに限る）  
口 主債務者または保証人が破産手続き開始決定を受けたとき  
ハ 主債務者または保証人が

死亡したとき  
なお、これらの事由以外に、債権者と保証人との合意により、元本確定事由を定めることは可能です。



**2**

新会社法は、全8編、合計  
979条の条文から成る膨大なものである。「第1編 総則」は24の条文から構成され、特例に関する法律などに散在しているが、これが一本の法律としてまとめられ、新会社法が成立した。平成18年度に施行予定とされているが、これまで頻繁に繰り返されてきた商法改正の集大成として、現代社会の多様なニーズに応えるよう多項目にわたり現代化、合理化が図られた。会社に関する現行法は中小企業経営者にとってはその実態に合わず使い勝手の悪い法律であるが、それに比べて新会社法は相当に使い易くなつた。限られた紙数ではあるがその概要を紹介しよう。

**2**

新会社法は、全8編、合計  
979条の条文から成る膨大なものである。「第1編 総則」は24の条文から構成され、特例に関する法律などに散在しているが、これが一本の法律としてまとめられ、新会社法が成立した。平成18年度に施行予定とされているが、これまで頻繁に繰り返されてきた商法改正の集大成として、現代社会の多様なニーズに応えるよう多項目にわたり現代化、合理化が図られた。会社に関する現行法は中小企業経営者にとってはその実態に合わず使い勝手の悪い法律であるが、それに比べて新会社法は相当に使い易くなつた。限られた紙数ではあるがその概要を紹介しよう。

**1**

会社に関する現行法は、商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律などに散在しているが、これが一本の法律としてまとめられ、新会社法が成立した。平成18年度に施行予定とされているが、これまで頻繁に繰り返されてきた商法改正の集大成として、

**2**

979条の条文から成る膨大なものである。「第1編 総則」は24の条文から構成され、特例に関する法律などに散在しているが、これが一本の法律としてまとめられ、新会社法が成立した。平成18年度に施行予定とされているが、これまで頻繁に繰り返されてきた商法改正の集大成として、

**3**

「第2編 株式会社」は、まず第2条に「公開会社」「大会社」「譲渡制限株式」等の34個の用語についての定義規定が置かれ、同法で使用される意義が明確にされた。その他、会社に関する総則的事項が規定されているが、会社の商号に関しては、現行商法

**4**

19条に定める同市町村内における同一営業のための類似商号禁止の規制が廃止された。現行の会社設立に当たり必要とされ手間暇のかかった類似商号の事前調査が不要となつた。もちろん同一住所地における同一商号は禁止され営業が異なるても登記できず、これは改正商業登記法27条で明

# 新「会社法」の概要について

**弁護士 藤田 昌徳**

文化された。類似商号の規制は不正競争防止法で図られることになる。

立できることとなつた。また発起設立の場合の払込金保管証明制度も廃止されたため残高証明等で足ることになつた。これらに加えて後記のように取締役1名で足る機関構成が認められることとなつたため、株式会社が簡単に迅速に設立できるようになつた。

「第2章 株式」は、第1節から第10節まで合計132の条文から成る。ここでは株式の譲渡制限制度が柔軟化された。現行法では自由譲渡を原則としつつ、定款により株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨定めることができる

とされているだけであるが、新会社法では、譲渡の承認機関、譲渡制限の範囲、一部の種類株式についてのみの譲渡

19条に定める同市町村内における同一営業のための類似商号禁止の規制が廃止された。現行の会社設立に当たり必要とされ手間暇のかかった類似商号の事前調査が不要となつた。もちろん同一住所地における同一商号は禁止され営業が異なるても登記できず、これは改正商業登記法27条で明

立できることとなつた。また発起設立の場合の払込金保管証明制度も廃止されたため残高証明等で足ることになつた。これらに加えて後記のように取締役1名で足る機関構成が認められることとなつたため、株式会社が簡単に迅速に設立できるようになつた。

「第2章 株式」は、第1節から第10節まで合計132の条文から成る。ここでは株式の譲渡制限制度が柔軟化された。現行法では自由譲渡を原則としつつ、定款により株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨定めができる

とされているだけであるが、新会社法では、譲渡の承認機関、譲渡制限の範囲、一部の種類株式についてのみの譲渡

制限、買受人の指定方法などを定款で定めることができるうこととなつた。定款で定めることにより、株主間の譲渡や従業員に対する譲渡については承認不要としたり、承認の権限を代表取締役に委任し、譲渡を承認しない場合の先買権者を予め指定することなどが可能になるものと解される。会社の重要な意思決定について拒否権を有する種類株（いわゆる黄金株）についてのみ譲渡制限をすることもで能くようになつた。また現行法では相続や合併などの一般承継については譲渡制限できず名義書換請求を拒否することができないが、新会社法では定款で定めればこれを拒否して会社に売り渡すよう請求できることとなつた。新会社法においては、この株式の譲渡制限制度を活用することにより、会社にとつて好ましくない者が株主となることを防止することが相当やりやすくなつたといえよう。

さらに新会社法においては株券発行事務の煩わしさからも解放されることとなつた。

現行法では株式会社には株券発行義務があり、会社にとつてはこの株券発行事務が負担となり煩わしいとして特に中小企業においては法の規定に反して株券不発行の会社も相当割合存在した。それで平成16年の商法改正では定款で定めた場合に株券不発行が許容されるようになつた。新会社法はこれをさらに押し進め、むしろ株券不発行を原則として、株券を発行する場合に定款の定めを必要とすると定めた。しかも定款で株券を発行する旨定めた場合でも、譲渡から請求がある時までは株券の発行を要しないとされた。

〈第3章 新株予約権〉は、第236条から第294条まで第1節から第8節まで合計59条が規定され、新株予約権の発行手続きについて、決定機関、割り当て、情報開示等、

新株の発行手続きと同様の整備がなされた。

## 5

〈第4章 機関〉は、第2

95条から第430条まで合計136条の条文から成り、第1節から11節まで規定されている。現行法の有限会社が株式会社に取り込まれたため、株主総会、取締役の設置は義務づけられているが、それ以外の機関については、大企業における一定の場合のほかは定款の定めに委ねられた。取締役については1名で足ることとなり監査役の設置も必要でなくなつた。また会計参与制度が創設され会計監査人設置可能会社の範囲が拡大された。その結果、選択できる機関設計の組み合わせは、実に39～43種に上ることとなり、会社経営者にとって定款変更等により自由に設計し選択してゆくことが可能となつた。

中小企業経営者にとって注目すべきは、会計参与制度の

創設である。会計参与は、会社の計算書類の信用性、正確性を高めるため、会計の職業専門家である税理士、公認会計士（法人を含む）に資格を限定して株主総会において選任され、取締役と共同して計算書類を作成する会社の機関である。顧問税理士とは異なる会社の内部機関であり、取締役と共同して会計書類を作成するだけでなく、株主総会における計算書類に関する株主の質問に対応する説明義務や会社とは別に計算書類等を備え付け、株主や債権者からの求めに応じて開示する義務がある。経理スタッフが不十分な会社や経理を苦手とする経営者にとっては有難い存在となる。この会計参与を置くことにより会社の計算書類に対する対外的信用が高まるだけでなく、今後は融資先金融機関が会計参与の作成した計算書類の提出を求めてくること

が予想されるから、中小企業経営者としては会計参与の設

置を前向きに検討すべきものと思われる。

## 6 〈第5章 計算〉は、第4

31条から第465条まで35の条文から成り、会社の計算関係が合理化され整備されている。利益配当、自己株式取得、有償減資等、株主に対する会社財産の払戻しについては、剩余金の配当として統一的な財源規制や手続き規制を行い、これに伴う取締役の責任についても統一的な規制が行われ、無過失責任から立証責任を転換した過失責任とされた。利益配当については剩余金の配当として、株主総会の決議により、一定の場合は取締役会の決議により、1年中いつでも何回でも行えるようになつた。

## 7 その他、第466条から第574条まで、〈第6章 定款の変更〉〈第7章 事業の譲渡等〉〈第8章 解散〉〈第9章 清算〉に関する規定が置かれた。清算手続きについては、現行法で必要とされた

裁判所の関与や監督に服する旨の規定が無くなつた。

## 8 以上に「第2編 株式会社」

に続き、「第3編 持分会社」がその設立から清算まで8章に分けて第575条から第75条まで規定されている。ここで注目すべきは、従来の合名会社、合資会社に加えて新たに創設された合同会社（LLC）である。合同会社は、出資者である社員自身が業務執行権を有し会社の内部関係については社員の総意で決める定款自治が大幅に認められた。利益配当については剩余金の配当として、株主総会の決議により、一定の場合は取締役会の決議により、1年中いつでも何回でも行えるようになつた。

## 9 その他 676条から979

とも可能である（もつとも有限責任であるため株主総会と同様の財源規制がある）。優れた技術や知的財産をもちながら資力が乏しい者にとっては、自らが出資者となつて会社をつくって会社経営を行い、利益が出たときにはその貢献度合いに応じた利益配当を受けることが可能となる。逆に損失が出た場合、有限責任事業組合（LLP）のように出資者の課税所得の圧縮による節税までは認められてはいないが、有限責任であるため出資金以上の債務を負担することがない。ベンチャービジネス等起業家による活用が期待されている。

記についても、支店所在地における登記事項が、商号、本店所在場所、当該支店の所在場所に限定され、支配人の登記は不要となつた。商業登記の電子化が進み、支店所在地の登記所から本店所在地の登記情報にアクセスすることが容易となつたため、支店所在地における登記事項を簡素化し、支配人にに関する事項を本店登記事項とするなど情報を一元管理することを図ったものであり、支店の登記に独自の意義はなくなり現行商法13条のような支店登記の効力はなくなつた。ここにも現代化、合理化が図られた。



# 将来の退職金の離婚における分与対象財産性

弁護士 長尾 治助

## 1 問題の提起

(1) 異議の際、当事者は相手方

に財産の分与を請求できるが  
(民法768条、771条)、  
離婚時には勤務中であつて定  
年は将来のことという場合、  
夫と協力して家庭を築いてき  
た妻の貢献も、退職金という  
財産をもたらすことに貢献し  
ていた以上、将来の退職金か  
ら分与を受けることが認めら  
れてよいのではないか。

実は、既に退職し、離婚の  
際夫が退職金を受領している  
とき、これが財産分与の対象  
となることは、学説、判例と  
も異存はない(鈴木眞次『離  
婚給付の決定基準』27頁、右  
近健男『将来の退職金請求権』  
判タ1057号82頁、松倉耕  
作『退職金と財産分与』判時

1715号197頁2段や東  
京高判昭和58年9月8日判時  
1095号106頁等参照)。

(2) ところが、将来の退職金に  
ついて古い下級審判決(右近  
前掲判タ1057号83頁①の  
長野地判昭和32年12月4日參  
照)は、これを財産分与の対  
象とする根拠がない、と判断  
したことがある。もつとも、  
この判決も、将来の退職金を  
慰謝料や財産分与額を定める  
上での優先的な考慮すべき事  
情と位置づけてはいるのであ  
る(二宮周平判タ973号  
91頁1段参照)。

しかし、昭和62年から平成  
年代の諸先例と多くの学説と  
は、将来の退職金について、そ  
の根拠、算定方法、支給時期  
についていまだ一致をみるに  
至つてはいらないものの、財産

分与の対象となり、あるいは、  
財産分与に当たつての一事情

に加える趨勢を形成し(二宮  
前掲判タ973号91頁の末公  
表判決も参照されたい)この  
取扱い方が本流と目されてい  
るといつてよい(松倉耕作  
判時1715号198頁2段  
も同旨)。そこでこのことを  
次に明らかにしていく。

## 2 先例(判決、審判例) の考察

〔先例1〕 東京地判昭和62年3  
月31日(鈴木眞次『離婚給  
付の決定基準』28頁(昭和61  
年(タ)426号事件、二宮  
周平判タ973号91頁④)

〔先例2〕 横浜地判平成9年1  
月22日(判時1618号1  
09頁、114頁3段)  
書より引用する。

〔清算的財産分与請求につ  
いて原告は、昭和五八年一〇

六号離婚等請求事件

〔事実〕 X女(主婦)がY男  
(船員)に対し離婚訴訟を提  
起した。そして夫婦が婚姻中  
に得た財産として、夫婦共有  
の不動産と、Y男へ二年後の  
定年時に支払われる退職金債  
権とがあることを理由に、財  
産分与を求めた。

〔判旨〕 ① Y男とX女とを離  
婚する。  
② 「財産分与については……  
不動産(被告の持分一〇分の七)  
を原告〔X女〕に分与し、かつ  
退職金債権の約二分の一に相当  
する金八〇〇万円を原告に分  
与する。」

月町田市内にある乙山学園高等学校に就職し、同年一二月理事となり、昭和六一年四月からは常任理事に昇格し（略）、平成六年一二月末日に常任理事を辞めて理事となつてある。ところで、同学園においては、常任理事を退職した際に退職金が支給されるが、その具体的な金額の計算と支給自体は、常任理事退職後理事に止まつた場合には、理事を退職した時点で最終的に金額を計算した上、理事会の承認のもとに支給される扱いとされている。そして、原告の場合、特段の事情のない限り、右理事会の承認のあることを前提として、二一九一万七五〇〇円が支給される可能性が高い。退職金の持つ性質や右に見た同学園の常任理事在職期間と婚姻期間との関係等に従ふると、将来原告が取得する退職金は二人の共有財産であつて、被告はその二分の一を原告から分与を受けるのが相当と認められる。

しかし、原告が同学園から

退職金を確実に取得できるかは未確定なことであり、その金額も確定されてはいないから、現時点では原告から被告への確定金額の支払を命じることは相当でない。そこで、本件においては、「将来原告に乙山学園からの退職金が支給されたとき、原告は被告に對し、その二分の一を支払え。」と命ずるのが相当と認められる。」

本判決に対する評論をみる

と、「支払能力の不十分な相手方に対する対応は」「離婚時点での精算は困難だから、本件のような将来の給付判決は活用される可能性が高」と、新たに解決の方法を提供したものをとして評価している（二宮前掲判タ973号93頁3段）。

右先例2の控訴審判決が次のものである。

### 〔先例2-2〕 東京高判平成10年

3月18日（判時1690号

66頁）

将来の退職金に関する判断は、先例2の1審判断と同じといえる。

「将来、控訴人が乙山学園の理事を退任した場合には、退職金として金二一九一万七五〇〇円を支給されると認められるから、控訴人は、被控訴人に対し、右学園から退職金を受領したときはその約二分の一に相当する額を支払うべきであると認められる。」

（同上69頁3段目、本判決につき二宮判タ973号94頁付記1と大津千明判タ1036号148頁の言及がある）。

大津前掲解説は、「将来にまつわる問題を不確定な要素（懲戒解雇や会社の倒産等のため、退職金が支給されない場合）と不確定な要素（定年前の退職や死亡の可能性は退職金の算定につき不確定な要素）とにわけ、本判決は、「退職金の支払いを停止条件とすることにより、支払いの不確実性の問題をクリアーした」ことを指摘し、支給金額が不確定な問題は、「将来退職した場合の支給金額を予測認定し、その内の確定額の分与を命じることにより」クリアー

したものと解説している（判タ1036号149頁3段）。

〔先例3〕 東京高裁決定平成10年3月13日（財産分与審判裁月報50巻11号81頁）

原審判は、「相手方に将来支給されることがほぼ確実である退職金は、賃金の後払い的な性格が強いものと考えられ、そうすると夫婦同居中に得た相手方の賃金は、結果として夫婦の協力により取得した財産とみなされるべきものであるから、退職金に関して申立人にも何らかの権利があるといわざるを得ない」とし、支給がほぼ確実な将来の退職金につき、半分相当額の分与請求に理解を示した。これに対し相手方は、「定年迄に数年を残しておりますが、退職金請求権を確定債権として財産分与の対象とするのは不適切である」と抗告する。しかし、東京高裁はこの抗告理由を退けたとしても、その支給を受けたものとおり述べた。

「将来支給を受ける退職金であつても、その支給を受け

る高度の蓋然性が認められるときは、これを財産分与の対象とすることができるものと解するのが相当である。そして、本件においては、抗告人の勤務する企業の規模等に照らして、抗告人が退職時に退職金の支給を受けることはほぼ確実であると考えられる。

抗告人は、退職時期は、不確定であり、死亡する可能性もあると主張するが、退職金のうち財産分与の対象となるのは、婚姻期間に対応する部分であって、離婚後との時点で退職しようと、財産分与の対象となる退職金額は変わらないのであるから、抗告人が主張するような事情は考慮する必要はない。」(同上82頁、ただし相手方の寄与率の認定が原審判と本決定とで異なったこともあり原審判の変更をもたらしている)。

〔先例4〕 東京地裁平成11年9月3日(判時1700号78頁)

本件は夫(原告)が6年後取得する退職金を財産分与の対象とした事例である。夫婦

の仲は平成元年頃拙くなりはじめたが妻は平成7年に実家へ移り、平成8年に夫から離婚請求が出された。裁判所は両当事者が夫婦関係の破綻を争つておらず別居期間が4年以上に達していることを理由に既に破綻していると認定した(同上242頁3段)。そうして、次の判示からすると、別居期間4年以上というときの破綻時は平成11年ということになるが、これらの時期も将来取得する退職金が財産分与の対象となるかの判定に関連するものと考えられる。すなわち、本判決は平成11年9月3日付けであり、判示は口頭弁論の終結に近いと思われる平成11年2月時点をあげ、この「時点で退職した場合でも、すでに六九九万円の退職金を受け取れる」ことも「六年後の定年時迄退職金の支給を受けるであろう蓋然性」が十分認められることの理由としている。すなわち、

「いわゆる退職金には賃金の後払いとしての性格があることは否定できず、夫が取得する退職金には妻が夫婦としての共同生活を営んでいた際の貢献が反映されているとみるべきであつて、退職金自体が清算的財産分与の対象となることは明らかというべきである。問題は将来受け取るべき退職金が清算の対象となるか否かであるが、将来退職金を受け取れる蓋然性が高い場合には、将来受給するであろう退職金のうち、夫婦の婚姻期間に対応する分を算出し、これを現在の額に引き直したことによるが、これらは、将来取得する退職金が財産分与の対象となるかの判定に関連するものと考えられる。すなわち、本判決は平成11年9月3日付けであり、判示は口頭弁論の終結に近いと思われるのであるから、抗告人が主張するような事情は考慮する必要はない。」(同上82頁、ただし相手方の寄与率の認定が原審判と本決定とで異なることが原審判と本決定とで異なることがあるから、抗告人が主張するような事情は考慮する必要はない。)

これは本件についてみると、原告は昭和五八年三月に現在の勤務先に入社し平成一七年九月に定年退職予定であるところ、前記認定の事実によつても、右入社当初から別居に至つた平成七年五月までは、原告と被告の夫婦としての婚姻生活が継続していたと認めらるべきである(なお、原告は既に平成元年ころから家庭内別居の状態にあつたかのよう述べるが、被告の供述及び弁論によれば、夫婦関係自体は悪化していたとはいえない。別居時までは、被告なりに家庭内における妻としての役割を果たしていたと認められる)。また、原告は平成一年二月時点で退職した場合でも、すでに六九九万円の退職金を受け取れるとされる(略)、原告の供述及び弁論の全趣旨によれば、原告が現在の勤務先の会社に六年後の定年時まで勤務し、退職金の支給を受けるであろう蓋然性は十分に認められる。そうであるとすれば、原告としては、退職時までの勤務期間総数二七一ヶ月(昭和五八年三月から平成一七年九月まで)のうちの実質的婚姻期間一四七か月(昭和五八年三月から平成七年五月)に対応する退職金につき、中間利息(法定利率五パーセント)を複利計算で控除して現在の額に引き直し、その五割に相当する額を被告に分与すべきである。

その額は、次の計算式のと

おり、一八八万円と認められる。

$$147\text{ヶ月} \times 0.74621 \\ 540 \text{（六年のライプニツツ係数）} \times 0.5 \text{（清算割合）} = 188\text{万円}$$

なお、原告の主張するとおり、六年後の退職ということを考えると、不確定な要素を全く否定することはできないので、右退職金の現在額の算出に当たっては、現行市中金利からすると極めて高率の年利計算で控除しているし、九二九万円という退職金の額も原告の今後の昇給分を考慮しておらず、できるだけ控え目な額を算出したものである。

### 〔先例5〕名古屋高判平成12年12月20日（判タ1095号

233頁）

本件では妻からの離婚請求と財産分与請求において、8年余の将来定年を迎える夫の退職金が分与の対象財産となるかが争点の一つとされる。将来支給の退職金であつ

ても、夫婦の協力中の取得部分が含まれており、それが清算対象財産となることは、先例2、4等からも定着した命題といえるが、本判決も、離婚時ににおいて退職したと仮定し計算するとのできる退職

金額は、確実な対象財産性を有することを認めている。もつとも、その時点以降における退職金受給権には不確定的な要素もあることを認めて清算対象財産と扱うことに消極的な見解を示す反面で、将来の退職金受給金には夫婦の協力中の取得部分が含まれていること等からいって、結局、妻からの退職金の分与請求に対し、本判決は、民法768条3項の「その他一切の事情」として退職金を勘酌すべきものとした。但し、その支払時期については夫が将来退職金を現実に受給したときとしている。

次に退職金に関する判示は長文なので、結論部分のみを掲記しておく。

〔控訴人が将来定年により受給する退職金手当額について〕

（控訴人が将来定年により受給する退職金手当額について）

ても、控訴人が被控訴人と婚姻して別居するまでの間の勤続分が含まれ、右勤続の間に被控訴人の妻としての協力（いわゆる内助の功）があつたことは前記のとおりであるところ、控訴人が将来定年退職した時に受給できる退職手当額のうち被控訴人との別居までの婚姻期間である一五年に応する額一一六〇万七三三七円は、控訴人が現在自己都合により退職したときに受給できる退職手当額のうち右婚姻期間分に対応する額である九〇七万一一二四円に比べて相当に増額となる関係にあるので、右のことは、民法七六八条三項の『その他一切の事情』として、控訴人が退職手当を受領するときに被控訴人に對して支払うべき財産分与の額を定めるに当たって、これを考慮することとする

（同上237頁4段乃至238頁1段）。

ても、控訴人が被控訴人と婚姻して別居するまでの間の勤続分が含まれる、右勤続の間に被控訴人の妻としての協力（いわゆる内助の功）があつたことは前記のとおりであるところ、控訴人が将来定年退職手当額のうち被控訴人との別居までの婚姻期間である一五年に応する額一一六〇万七三三七円は、控訴人が現在自己都合により退職したときに受給できる退職手当額のうち右婚姻期間分に対応する額である九〇七万一一二四円に比べて相当に増額となる関係にあるので、右のことは、民法七六八条三項の『その他一切の事情』として、控訴人が退職手当を受領するときに被控訴人に對して支払うべき財産分与の額を定めるに当たって、これを考慮することとする

て、将来の退職金を財産分与の対象財産から除外する理由はない。

問題は、その計算式をどう解するか、である。

〔先例1〕東京地判昭和62年3月31日、「先例3」東京高決平成10年3月13日および

〔先例4〕東京地判平成11年9月3日は、離婚時清算型を採用し、「先例2」横浜地判平成9年1月22日とその控訴審判決「先例2-2」東京高判平成10年3月18日および

〔先例5〕名古屋高判平成12年12月20日は退職時清算型を採用している。分与すべき当事者に清算額の支払い能力がないときはいずれにしても退職時清算型によらざるをえない。他方、支払い能力があるとき、離婚時にその時点迄の退職金を対象として清算することを権利者の側で求める場合には、その分与清算を退職時迄先送りすることは認め難いと考へる。

## 3 おわりに

以上掲記の先例からいつ

て、将来の退職金を財産分与の対象財産から除外する理由はない。

問題は、その計算式をどう解するか、である。

〔先例1〕東京地判昭和62年3月31日、「先例3」東京高決平成10年3月13日および

〔先例4〕東京地判平成11年9月3日は、離婚時清算型を採用し、「先例2」横浜地判平成9年1月22日とその控訴審判決「先例2-2」東京高判平成10年3月18日および

〔先例5〕名古屋高判平成12年12月20日は退職時清算型を採用している。分与すべき当事者に清算額の支払い能力がないときはいずれにしても退職時清算型によらざるをえない。他方、支払い能力があるとき、離婚時にその時点迄の退職金を対象として清算することを権利者の側で求める場合には、その分与清算を退職時迄先送りすることは認め難いと考へる。

# 医療過誤事件に思うこと

弁護士 橋本 皇玄

**一** 患者側の医療過誤事件の依頼を受けた場合、いつも残念に思うことがあります。一般的の依頼事件にもまして、次のような壁が立ちはだかるからです。

## ①訴訟にかかる費用の壁

(1) まず、病院の診療録（カルテ）や画像ファイルを証拠保全するのにかかる弁護士費用、そして、保全した診療録や画像ファイルの謄写費用（入院カルテには毎日記入される看護記録があり、長期入院のカルテとなると膨大な量になります。そして、それを裁判用に何部もコピーする必要もあります。また、画像ファイルのコピーは1枚何千円と高額です）。更に、カルテの翻訳料、カルテを調べて検討してくれる協力医師に対する費用、医学文献購入費等の実費、加えて、訴訟に対する弁護士費用、協力医師に対する費用、鑑定費用等です。鑑定費用だけで100万円くらいかかります。

す。

(2) 弁護士費用は安価に抑えたいと思つても、通常の訴訟より何倍も時間と労力がかかりますので、通常の訴訟事件の標準額を更に減額するというのは難しくなってきます。

## ②専門性の壁

(1) 患者側の協力医や医学文献等によつて、治療ミスした加害医師や病院と同程度の医学知識を会得したとして（これがとても大変なのですが）、法廷で病院側と同じことを言つても病院側の医師の主張や証言の方が信頼されやすく、患者側の弁護士の主張の方が信頼されにくといえます。従つて、こちらの主張がいかに正しく、病院側の主張がいかに矛盾に満ちているかを裁判官に分かるように上手に説得していく必要があります。担当裁判官に医学の素養がなければ、この苦労が倍加されます。

(2) こちらサイドの主張が正しいという医学的所見を説明してくれる協力医がいても、学会や大学などの派閥その他の医師の横の関連から名前を出すことを躊躇されることが大変多いです。従つて、医師の意見書をいただくことはもつと難しいことなのです。そうなりますと、裁判官からみればこちらサイドの主張は、いち弁護士の医学的意見としかみてもらえないことになるのです。そこで、裁判官からみればこちらサイドの主張は、いち弁護士の医学的意見としかみてもらえないことになるのです。

## ③因果関係の壁

(1) 仮に、医療ミスにより死亡または重度の後遺障害が発症したと思われる患者さんがいたとします。やつとのことで、病院の医療ミスを立証したとしても、重症患者の場合は、もともと身体的に重篤な疾患があつたわけですから、当該医療ミスがなくても、患者は死亡または重度の後遺障害を発症していたと病院から反論されることが多いです。そうなりますと、医療ミスがなければ死亡または重度の後遺障害の発症はなかつたという因果関係を証明しなければならないのです。この因果関係の立証がまた大変です。

(2) 例えば、ある段階でCT検査を実施すべきかどうかが問題となつた事案で、仮

に、医学的にはその段階でCT検査を実施すべきだったという見解を裁判官に理解してもらえたとします。その場合、更に、その段階でCTを撮つていれば死亡または重度の後遺障害の発症を防げたという因果関係の証明が必要なのです。しかし、その段階のCT検査の実施は仮定であって実際に撮つていなかつたのですから、そのときにCTを撮つた場合の画像内容は神のみぞ知るということで、実際は分からないのであります。そうなりますと、結局、CT検査の実施が結果を防止できたのかどうかの検証も困難で、患者の死亡または後遺障害に関する因果関係は曖昧となり損害賠償は認められないということになるのです。

### (3) ところで、最近、といつても大分経

ちますが、このような因果関係が認められなくとも、適切な医療を受けなかつたこと自体をとらえて、適切な医療を受ける期待権を侵害されたとして慰謝料を認める理論があり裁判例でも認められてきています。また、「白い巨塔」の法廷戦術でも問題となりましたが、過失・損害の立証が困難であつても、医師の患者に対する説明と理解（インフォームド・コンセント）が不十分であつたこと自体を問題として説明責任を認め、説明義務違反という契約責任を根拠

に損害賠償を認容する考え方も裁判例で認められています。

(4) しかし、残念なのは、例えば、医療ミスでの死亡事故の場合、高額な補償を受けるわけですが、適切な医療を受ける権利の侵害や説明義務違反を根拠とすることになると、死亡全体の損害に対する10～20%程度の賠償しか認められないという現実があります。もつとも、インフォームド・コンセントの場合は説明義務を果たせば（他の治療方法の説明をしていたなら、患者が今回の治療の同意をせず他の治療を選択していたとして）死亡という結果を防ぐことができたというケースの場合では、死亡に対する因果関係を認めることができるともいえます。

### ④審理遅延の壁

(1) 通常の民事訴訟事件と比較して、医療過誤訴訟は審理に長期間かかることが多いのです。その主な理由は、専門的知識が必要で争点の整理が難しいこと、病院側に情報（証拠）が偏在していて患者側から消失の特定や因果関係の主張が立ちにくいくこと、鑑定人とされる医師の確保に時間がかかること等です。

(2) 最近は、裁判所も弁論期日前に事前準備や争点整理をキチンと行い、証拠調べ

などの審理全体の見通しを立てた計画審理の策定を目指して訴訟当事者に協力を求めています。また、鑑定人までいかない医師の専門委員制度やこれに関連した付調停制度などを設けて、早期に専門家の医師に審理に関与してもらい、争点整理や審理方針に意見を述べてもらうなどの試みもあります。しかし、これらにも色々問題があつて訴訟当事者は大変です。

**二 大きな医療過誤事件など損害賠償額が多額の事件では、訴訟費用が多額でも、また審理に時間がかかっても、更には、結果として敗訴になつてもこれにかける意義があるかもしれません。しかし、補償額が多額とはいえない通常のケガ程度の医療過誤事件においては、裁判にまでもつていくことが極めて困難な事情にあります。弁護士に依頼しない本人訴訟は素人がやるわけですから通常事件でも対応が難しいのに、医療過誤事件の本人訴訟はチヨット無理です。訴訟費用はもちろん、長期間の審理や裁判の勝ち負けにもこだわらず、蜂の一刺しひつた心意気で裁判するのだとの意気込みでもあれば格別、そうでなければ、一般的な民事調停または弁護士会の仲裁センターか、医事紛争処理センターに申し立てる方がよいのかもしれません。**

「法律相談は難しい」

1 法律相談は弁護士にとつて最

も基本的な仕事です。すべての法律業務がこの法律相談から始まると言つても過言ではありません。

法律相談は、単純に言えば、相談者から事情を聞き、法的な視点

から分析し、有効な法律的解決策を提示するという作業です。そのため、正確な事実関係の把握や適切なアドバイスを行うための日々の研鑽が不可欠となります。

同時に、「他人に悩みを相談する」という躊躇や抵抗を乗り越えて足を運びますから、相談のテーマが法律的なものであるか感情的なものであるかは別として、相談者の動機や心情を酌んで話を聞くというカウンセリング的な要素も重要になります。したがって、心理学的な素養も必要になつてきます。

2 法律相談は事務所で行うだけ

でなく、市役所や区役所に派遣されて行うこともあります。そこでは1人の相談者にかけられる時間は20分から30分程度に限られています。

もちろん相談者は法律の専門家ではありません。事案を整理して相談に来る人などは稀です。法律相談に来るということ自体が初めての人が大半でしょう。

3 話し出すと止まらない相談者もいます。緊張してなかなか話不出せない人もいます。思いあまつて泣き出す人もいます。そうなると20分という時間はあつという間に過ぎてしまいます。かといって弁護士が相談者の話を打ち切って主導的に話をリードすると、「言いたいことが言えなかつた。」といふことになります。

そもそも相談者の目的が法的に

は実現不可能なケースがあります。このような場合、相談者にとって受け入れがたい結論をいかに妥容してもらうか、説得がとても難しくなります。

上手に話を聞き出すこと、適切な法的アドバイスを与えること、相談者に満足してもらうこと、これらがすべて達成されて初めて法律相談が成功したと言えるので

しようと、なかなか難しいのです。ただ、どのような法律相談であっても、まずは「聴く」ことから始まることに変わりはありません。上手く話をリードすることも必要でしょうが、あるがままを話してもらい相談者の悩みを受け止めることも大切だと思います。ですから、弁護士にとつて「聴く」とはすべての仕事の始まりとい

えます。

そこで、自分が「聴く」という言葉を使っているか振り返ってみると、ふと思うのは、最近「要するに」という言葉を使うことが多くなった気がするのです。時間に追

われる毎日の中で、電話や相談が長引くと、つい「要するにこういうことでしよう。」と話をまとめてしまいがちです。しかし、「要するに」という言葉の

向こうには、遮られて行き場を失つた言葉があり、その言葉は伝えられなければならなかつた言葉だつたかも知れません。

## 6 弁護士にとつては法律相談は日常業務ですが、相談者にとつては一世一代の決断です。法律相談でも「一期一会」という気持ちを持つて「聴く」ことができればと思ひます。

弁護士  
後藤  
隆志

# 中国残留日本人孤児訴訟について

弁護士 大槻 純生

戦後（1945年8月15日）61年目の新年です。平和憲法のもと、日本は発展し、国民の生活水準は向上し、戦争は過去のものととらえる動きもあります。が、中国や韓国などとの現在の状況をみると、過去のものと割り切って考えることは出来ません。昨年9月、厚生労働省は、平成17年度中国残留日本人孤児5名の名簿と情報を公開し、肉親の情報提供を呼びかけるとともに中国にいる日本人孤児らが悲痛な思いで肉親を捜していることを伝えています。このようにいまも中国東北部（当時の「満州」）には、残留日本人孤児が多く残されており、その孤児達は60歳代の高齢になっています。このことを思うと日本の犯した戦争を過去のものとして割り切って考えることはできません。この中国残留孤児らの国家賠償請求京都訴訟の裁判に関わっているものとして少し報告させて頂きます。

裁判では、国が、敗戦時に満州に居住し

児」という）とは、日本が、第2次世界大戦で敗戦した1945年ころ、「満州国」（現中國東北部、以下単に「満州」という）で肉親と死別・離別し孤児となり、そのまま満州に長期間取り残され苦難の生活を強いられた日本国民のことです。原告となっている孤児（現在109名）の多くは、両親ら家族と一緒に旧満州開拓団に入植して開拓民として生活していましたが、終戦を迎えて、婦女子を中心に凄惨な逃避行を続け、運良く生き残って、50～60歳代になつてやつと帰国できた人のことをさします。帰国して日本語教育を受けましたが、50～60歳代になつた人が、わずか8ヶ月程の教育を受けただけでは到底日本語を話せるようにはなれませんでした。話せるといつても挨拶や簡単な会話程度ができるくらいの人が大多数です。だから、希望する仕事にも就けず、蓄えもない状態で老後を迎えて自らの生計を維持するのも困難な状況で、大多数の人が生活保護で生活しています。中国の養父母のお墓参りに行くことも出来ないのが実状です。

原告らの願いは、日本人として、日本の地で、人間らしく生きたいということです。この願いが、国によつて踏みにじられてきたことを裁判で争っています。裁判では、国が、敗戦時に満州に居住した日本人の現地定住政策をとつて、在満邦人の帰国の途を閉ざしたこと、敗戦時から1959年の未帰還者特別措置法（戦時死亡宣告）制定までの間、原告ら孤児が中国に残留していることを国は認識していないがために、戦時死亡宣告制度（1959年）を創設し、孤児を戸籍上「死者」として放置し続けたこと、1972年に日中の国交が回復した後も帰還事業を速やかに再開せず、再開されたのは10年も経つてからであつたこと、さらに高齢になつて帰国した孤児達に対しても十分な自立支援措置（日本語教育を含む基礎教育、就業支援、生活保証等）を行つていなることなどを主張して、争っています。孤児達が、もつと早い時期に若いときに帰国することができていれば、日本語を話すこともできたでしょうし、希望する仕事にも就けたでしょうし、経済的にもいまほど困難な生活を強いられることがなかつたと考えられるからです。

この裁判を通じて、二度と戦争をしてはいけないとの気持ちを強くしています。戦後生まれで、平和憲法のもとで平和と民主主義の教育を受けて育つた世代の人間として、いまほど平和憲法を守つていくことが大切などきはないと思つています。



上：貸金業規制法等の条項順に、貸金業の規制等に関する法律に関する裁判例を整理して、法律と消費者問題を摘示した上で問題の望ましい法的解決の方策を提示した法曹実務家むけの本です。

右：新聞・放送会社等の媒体業者と広告業者（広告代理店）間の契約、広告主と広告業界の間の契約など、広告問題の基本的法律関係を解明するとともに、広く広告関係業者の法的責任を取り上げている本です。

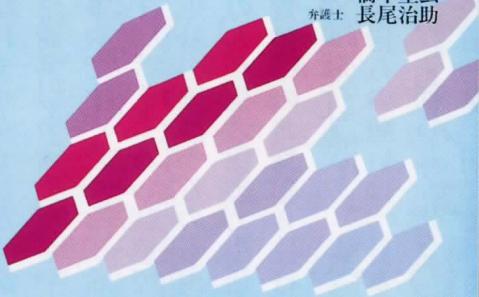
## みやこ法律事務所の本

# 広告の法理

—紛争と法的責任—

都総合法律事務所編

弁護士 國弘正樹  
弁護士 藤田昌徳  
弁護士 大槻純生  
弁護士 橋本皇玄  
弁護士 長尾治助



発行 民事法研究会

## 事務所報『大文字(だいもんじ)』 2006年冬号(第24号)

2006年1月1日 発行

発行元 弁護士法人 みやこ法律事務所

弁護士 國弘正樹／弁護士 藤田昌徳／弁護士 大槻純生／弁護士 橋本皇玄

弁護士 長尾治助／弁護士 小田宏之／弁護士 後藤隆志／弁護士 大高友一

弁護士 大村修二郎／弁護士 金井健作／弁護士 長谷川亮輔

京都事務所 〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下る 吉岡御池ビル8階  
TEL (075) 211-4433 (代表) FAX (075) 221-2004

松江事務所 〒690-0884 島根県松江南田町62番地6

TEL (0852) 32-4800 FAX (0852) 32-0200

浜田事務所 〒697-0026 島根県浜田市田町116-6 石見交通田町ビル2階  
TEL (0855) 24-3100 FAX (0855) 24-3101

次号より事務所報「大文字」が不要な方はご連絡下さい。